

■ 台東区マンション管理・修繕相談員派遣制度 ■

マンションの管理運営で困ったときは・・・

お住まいのマンションに専門家を派遣します

たとえば、こんなときは専門家へ相談してみましょう

- ・大規模修繕の時期だが、どのように進めていけばいいのか分からない
- ・管理費を滞納している住人がいるが、どのように対応すればいいか
- ・理事をやる人がいなくて困っている。何かいい方法はないか
- ・管理組合がないが、新たに立ち上げたい
- ・管理規約や使用細則の中身を専門家にチェックしてもらいたい
- ・管理規約や生活マナーを守らない人への対処方法を聞きたい など



台東区マンション管理・修繕相談員派遣制度 概要

対象者

- ①分譲マンションの管理組合（台東区マンション管理組合登録制度に登録することが条件です）
- ②賃貸マンションの個人所有者で前年の住民税を滞納していない方

派遣内容

お住まいのマンションで開催される理事会や勉強会に、専門家（※）を派遣し、以下のような相談について、基礎的な助言や情報提供を行います。

（※専門家は相談内容に応じて、マンション管理士、一級建築士、弁護士のいずれかを派遣）

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ○総会・理事会の運営、管理規約に関する事 | ○住人の騒音・生活マナーに関する事 |
| ○修繕積立金・管理費・滞納に関する事 | ○長期修繕計画に関する事 |
| ○管理計画認定制度に関する事 | ○大規模修繕の進め方や工事内容に関する事 |
| ○建物・設備の不具合等に関する事 | ○管理会社との関係、管理委託契約などに関する事 |

派遣回数・費用

同一マンションで年4回まで（1回につき2時間まで）。先着順で受付し、予算に達し次第終了します。利用料は無料ですが、資料代や会場費が必要な場合は、申請者が実費をご負担下さい。また、派遣先の会場は相談対象のマンション又はその近隣（台東区内）としてください。

申請方法

申請前に下記担当へご相談ください。事前相談後、下記担当へ窓口または郵送のいずれかにて申請書及び理事長名がわかる資料（総会議事録のコピー等）をご提出ください。

※申請受付は2月末まで（3月中に相談及び完了報告書を提出できる案件であること）です。

問合せ先 台東区 都市づくり部 住宅課 マンション施策担当（台東区役所 5階10番）
電話：03-5246-9028（直通）

「利用の流れ」などは裏面をご覧ください

利用の流れ

- ①区に事前相談のうえ、派遣希望日の概ね3週間前までに申請書を区に提出（窓口へ持参または郵送）。
※弁護士の派遣については、日程調整に時間がかかる場合があるため、日程に余裕を持って申請してください。
- ②派遣する日時が決定しましたら、区から申請者へ連絡し、決定通知書を送付します。
- ③相談員から申請者へ連絡が来ますので、場所や必要書類等について調整してください。
- ④派遣終了後、おおむね2週間以内に「派遣結果報告書」を申請者から区に提出（窓口へ持参または郵送）。

注意事項

- ①以下のような相談は対象外です。詳しくは事前相談時にご確認ください。

業者の紹介、耐震化、修繕等の見積作成業務、管理規約の作成等の書類作成業務、建物診断業務、測定器による建物の精密測定、管理組合や区分所有者間の紛争の解決や権利調整
→マンションの耐震化に関するご相談は「耐震アドバイザー派遣」事業で承っています。

- ②申請者は理事長名（賃貸マンションの場合は所有者名。以下同じ）とし、理事長による署名捺印（印影は理事長の私印（スタンプ印不可）を使用してください）を行ってください。
なお、連絡先・書類送付先（申請書の一番下の項目）を理事長以外に指定することは可能です。
- ③管理組合のないマンションの場合は、その旨ご相談下さい。
- ④この派遣制度は、マンション管理士等が管理組合等に対して、助言を行うものであり、問題解決を行うものではありません。助言の内容について法的な責任を負うものではありませんので、予めご了承ください。
- ⑤申請書に記入いただく際は、申請書の記入例をご覧ください。
記入例は区ホームページからダウンロードできるほか、窓口でもお渡しできます。
- ⑥相談員との調整をスムーズに行うためにも、派遣希望日時は第3候補までご記入ください（ただし、同一日で時間をずらしただけのものは不可とします）。
また、開始時間は原則として午前9時から午後7時の間になるようにしてください。
なお派遣日は平日・土日祝日を問いませんが、年末年始やお盆などに対応できない場合があります。
- ⑦相談員の都合によっては、派遣希望日時について再調整をお願いする場合があります。
- ⑧マンション全体の問題への相談ではなく「個人的な相談」については、住宅課で年6回実施している「マンションよろず相談室」をご利用ください（事前申込制。弁護士または一級建築士に相談可）。

区ホームページへのリンク（二次元コード）



▲マンション管理・修繕相談員
派遣制度



▲マンション管理組合届出制度



▲マンションよろず相談室